

西条市お試し移住用住宅貸付規則

令和元年12月12日

規則第22号

改正 令和5年5月26日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、移住検討者に対するお試し移住用住宅の貸付けに関し必要な事項を定めることにより、本市への移住の推進を図り、もって本市への人口の流入を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「移住検討者」とは、本市への移住を検討している市外に住所を有する者をいう。

2 この規則において「お試し移住用住宅」とは、本市の風土及び本市での日常生活を体験するための拠点として移住検討者に貸し付ける住宅をいう。

(名称、位置及び定員)

第3条 お試し移住用住宅の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」	西条市小松町新屋敷 甲2885番地	5人（1組に限る。）

(貸付けの制限)

第4条 お試し移住用住宅の貸付けを受けることができる移住検討者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旅行に伴う宿泊又は出張その他の商用若しくは業務目的の使用でない者
- (2) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 体験結果に係るアンケート調査に参加することができる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件に該当する者

(貸付けの承認申請)

第5条 お試し移住用住宅の貸付けを受けようとする移住検討者（以下「貸付申請者」という。）は、お試し移住用住宅を使用しようとする日の7日前までに、西条市お試し移住用住宅貸付承認申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付けの承認)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、貸付けを認めるときは、お試し移住用住宅貸付承認通知書（様式第2号）により貸付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による貸付けの承認に条件を付することができる。

(貸付けの変更承認)

第7条 前条の規定により貸付けの承認を受けた貸付申請者（以下「貸付対象者」という。）は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、西条市お試し移住用住宅貸付変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、変更を認めるときは、西条市お試し移住用住宅貸付変更承認通知書（様式第4号）により貸付対象者に通知するものとする。

(契約)

第8条 貸付対象者は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を西条市お試し移住用住宅定期賃貸借契約書（様式第5号）により市長と締結しなければならない。この場合において、市長は同条第2項の規定により契約の更新がないことを、西条市お試し移住用住宅定期賃貸借契約について（様式第6号）により説明するものとする。

(貸付期間)

第9条 お試し移住用住宅の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、1泊2日以上6泊7日以内とする。

2 前条の規定により契約を締結した貸付対象者（以下「使用者」という。）は、貸付期間を延長することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

3 貸付期間の初日及び満了日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除いた日とする。

(貸付料)

第10条 お試し移住用住宅の貸付料（電気代、水道代、寝具レンタル料等を含む）は、1組1日につき1,000円とする。

2 使用者は、前項に規定する貸付料を第8条に規定する契約の締結時から貸付期間の初日までに納付しなければならない。

3 既に納付した貸付料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

4 貸付期間中における飲食費、備付け以外の生活用品及び日常の消耗品等に要する費用、交通費等は、使用者負担とする。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 外出時又は就寝時には必ず施錠するなど善良に管理するものとし、鍵を紛失したときは、直ちに市長に報告すること。

(2) 火気の取扱いに細心の注意を払い、寒冷時に水道の凍結防止に努め、及び施設内の備品類を適切に取り扱うこと。

- (3) ごみは、施設において定められたルールに従い、適切に排出すること。
- (4) 施設及び施設周りの清掃を行い、住環境の保全に努めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用に関し市長が必要と認めること。

(行為の制限)

第12条 使用者は、施設及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の製造又は販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他印刷物を掲示し、又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 公の選挙に関し、特定の候補者若しくは政党を支持し、又はこれに反する等の政治的活動その他これに類する行為をすること。
- (7) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 申請書に記載された使用者以外の者を宿泊させること。
- (9) 本物件の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。
- (10) 動物を飼育すること。
- (11) 本物件の様態替え又は増改築をすること。
- (12) 貸付者の承諾を得ずに、本物件内及び当該敷地内に設備及び工作物を設置すること。
- (13) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付けの承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が虚偽又は不正の行為により、第6条第1項の規定による貸付けの承認を受けた場合又は使用者が前2条の規定に違反する行為があった場合は、同項の規定による貸付けの承認を取り消すことができる。

(現状回復及び明渡し)

第14条 使用者は、貸付期間が満了した場合、又は前条の規定により貸付けの承認が取り消された場合は、直ちに施設の現状を回復して明け渡さなければならない。

2 前項の規定により施設を明け渡すときは、市長が指定した施設管理者の確認を受けなければならない。

(立入り)

第15条 市長は、施設の防火、構造の保全その他施設の管理上必要があるときは、使用者の施設に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき原因により施設などを破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第17条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内及びその敷地内で発生した事故及び火災について、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年12月12日から施行する。

附 則 (令和5年5月26日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西条市お試し移住用住宅貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に第5条に規定する貸付けの承認申請のあったお試し移住用住宅の貸付けについて適用し、同日前に貸付けの承認申請のあったお試し移住用住宅の貸付けについては、なお従前の例による。